

県庁舎及び地区合同庁舎等貯水槽等清掃業務仕様書

1. 本仕様書は、「県庁舎及び地区合同庁舎等貯水槽等清掃業務」に適用する。
2. 本業務は、機械設備について専門的見地から、点検又は測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。
3. 清掃業務の実施場所は、次のとおりとする。

県庁舎	盛岡市内丸10-1
盛岡地区合同庁舎	盛岡市内丸11-1
花巻地区合同庁舎	花巻市花城町1-41
北上地区合同庁舎	北上市芳町2-8
奥州地区合同庁舎	奥州市水沢大手町1-2
奥州地区合同庁舎分庁舎	奥州市水沢大手町5-5
奥州地区合同庁舎江刺分庁舎	奥州市江刺大通り7-13
一関地区合同庁舎	一関市竹山町7-5
一関地区合同庁舎千厩分庁舎	一関市千厩町千厩字北方85-2
大船渡地区合同庁舎	大船渡市猪川町字前田6-1
遠野地区合同庁舎	遠野市六日町1-22
釜石地区合同庁舎	釜石市新町6-50
宮古地区合同庁舎	宮古市五月町1-20
岩泉地区合同庁舎	下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24-3
久慈地区合同庁舎	久慈市八日町1-1
二戸地区合同庁舎	二戸市石切所字荷渡6-3

4. 清掃の対象となる水槽の構造及び規模は以下のとおりとする。

設置建物	水槽名	構造	規模	設置場所
県庁舎	受水槽	SUS	72.0m ³ (二槽式)	議会棟脇
	井水受水槽	RC	296.88m ³	ボイラー室
	高置水槽	FRP	16.0m ³ (二槽式)	PH3水槽室
	井水高置水槽	FRP	20.0m ³	PH3水槽室
盛岡地区合同庁舎	地上式受水槽	FRP	36.0m ³ (二槽式)	地下駐車場
	地下式受水槽	RC	37.939m ³	ボイラー室
	高置水槽	FRP	12.0m ³ (二槽式)	PH3水槽室
	井水高置水槽	FRP	12.0m ³ (二槽式)	PH3水槽室
	融雪水槽	RC	23.864m ³	ボイラー室
花巻地区合同庁舎	受水槽	SUS	18.0m ³ (二槽式)	屋外
北上地区合同庁舎	受水槽	SUS	10.0m ³ (二槽式)	屋外

奥州地区合同庁舎	受水槽	SUS	12.0m ³ (二槽式)	水槽室
奥州地区合同庁舎分庁舎	受水槽	FRP	11.25m ³	屋外
	高置水槽	FRP	4.5m ³	PH 水槽室
奥州 // 江刺分庁舎	受水槽	FRP	3.0m ³	屋外
一関地区合同庁舎	受水槽	FRP	30.0m ³ (二槽式)	屋外
	高置水槽	FRP	7.875m ³	PH 水槽室
一関 // 千厩分庁舎	受水槽	FRP	16.0m ³ (二槽式)	屋外
大船渡地区合同庁舎	受水槽	SUS	20.0m ³ (二槽式)	屋外
	高置水槽	SUS	4.5m ³ (二槽式)	
遠野地区合同庁舎	受水槽	SUS	40.0m ³ (二槽式)	屋外
	高置水槽	FRP	9.0m ³ (二槽式)	
釜石地区合同庁舎	受水槽	FRP	20.0m ³ (二槽式)	機械室
宮古地区合同庁舎	受水槽	FRP	17.5m ³	機械室
	高置水槽	FRP	2.25m ³	PH 水槽室
	高置水槽	FRP	7.5m ³	PH 水槽室
岩泉地区合同庁舎	受水槽	SUS	8.0m ³	屋外
久慈地区合同庁舎	受水槽	FRP	30.0m ³ (二槽式)	機械室
二戸地区合同庁舎	受水槽	SUS	30.0m ³ (二槽式)	機械室

5. 給水施設の構造、設備の状態は、図面等による推定に頼らず、配管、電源等事前に現場で確認すること。また、各種機器の作動状態を点検、作業場所の安全確認及び危険防止のための措置を講ずること。
6. 水槽の清掃作業は、庁舎の業務に支障のないよう庁舎担当者と充分打合せのうえ、次の要領により実施すること。
 - (1) 水槽の清掃作業前に、水槽外面及びマンホール周囲を清掃すること。
 - (2) 清掃作業は、健康な作業員が実施すること。
 - (3) 清掃作業には、貯水槽清掃専用の作業着及び作業用具を使用することとし、事前に十分消毒するものとする。
 - (4) 作業員の安全対策には、万全の措置を講ずること。
 - (5) 作業は、次に示す順に実施するものとする。
 - ア 槽内残水排水（放流先を確認し、適切な排水をすること。）
 - イ 周壁、底部、揚水ポンプ及びパイプの洗浄並びに排水
 - ウ 槽内消毒
 - エ 再洗浄及び排水
 - オ 槽内再消毒
 - カ 水張り及び残留塩素測定
 - (6) 受水槽の清掃作業前及び作業後には、量水器の指針等により、給水引込管からの水漏れがないことを確認すること。

7. 県庁舎の高置水槽については、次により実施するものとする。

井水高置水槽を清掃消毒した後に、市水高置水槽を清掃消毒するものとし、バルブを切替えて1槽ずつ実施すること。バルブ切替え、仕切り板の取付け・取外し等の作業は、断水にならないように短時間に要領よく実施すること。
8. 別紙1に示す機器類の運転状態を点検し、その結果を記入して提出するものとする。本仕様書で特記するもの以外の故障機器等の取替え及び修理は、本業務に含まないものとする。
9. 作業完了後は、庁舎担当者立会のもとに水質検査（残留塩素測定、色度、濁度、臭気、味）を実施すること。この水質検査の結果、不適合となった場合には再度貯水槽の清掃を実施し、水質検査の再検査を実施するものとし、水質検査に適合するまでこの作業を繰り返すものとする。
10. 作業者は、次に掲げる事項に十分留意して作業を実施するものとする。
 - (ア) 作業の日時、工程、手順等は、あらかじめ庁舎担当者に打診し、双方協議のうえ決定し、作業実施前に作業計画書を庁舎担当者に提出するものとする。

なお、作業計画書には、工程表、手順書、断水時間、器具・用具・槽内の消毒方法、薬剤の名称及び使用方法、槽内の換気方法、水質検査方法及び基準、支障が生じた際の対応方法、緊急連絡体制などを記載すること。
 - (イ) 作業を実施する際には、建物及び各種設備に損傷を与えないよう十分留意すること。
 - (ウ) 作業中水槽に亀裂、その他の異常を発見した場合は、直ちに庁舎担当者へ報告すること。
 - (エ) 作業監督者には、法令で定める有資格者をあてるとともに、その資格証明書の写しを提出すること。また、作業従事者についても法令に基づく研修を受けている者をあて、その作業員名簿及び資格証明書の写しを提出すること。
 - (オ) 作業実施前に作業者の健康診断を実施し、その診断書の写しを提出すること。

なお、検便等による病原体検査は、作業日より6ヶ月以内のものとする。
 - (カ) 作業中は、指定した場所以外では、喫煙及び火気を使用しないこと。
11. 報告書の提出

清掃作業終了後、清掃点検報告書を2部作成し、1部を総務部管財課に、1部を関係広域振興局等の庁舎担当者へ提出すること。

別紙1

庁舎名 _____

機 器 名 称	判 定	備 考
内部ステー	良・否	
マンホールカバー	良・否	
定水位弁	良・否	
ボールタップ	良・否	
満水警報装置	良・否	
減水警報装置	良・否	
揚水ポンプ	良・否	
排水ポンプ	良・否	
フート弁	良・否	
エア抜き弁	良・否	
各種弁・バルブ類	良・否	
オーバーフロー管	良・否	
通気管	良・否	
電極棒	良・否	
電気配線	良・否	
自動運転装置	良・否	

※1 判定の欄には、良・否のいずれかに○印をつけること。

2 備考欄には、判定欄が否の場合に機器の状態等について、詳細に記入すること。